

令和 3 年 5 月

第 12 回

会 議 議 事 録

議 長 松澤 正久

署名委員 山岡 孝

署名委員 加藤 吉江

| 川 口 市 農 業 委 員 会 事 務 局 | | | | | | |
|--------------------------------------|---------|------|-------|------|--------|-------|
| 会 長 | 会長職務代理者 | 事務局長 | 事務局次長 | 農地係長 | 主 任 | 係 |
| | | | | | | |
| 令和 3年 5月28日 供覧の上、公開してよいか伺い ます。 | | | 合 議 | | | |
| | | | 農政課長 | 農政係長 | 農業振興係長 | 事務局主査 |
| | | | | | | |

第12回川口市農業委員会会議議事録

1 川口市農業委員会告示第2号

下記について付議するため、5月26日（水）午前10時00分、市役所第一本庁舎5階503・504中会議室に、第12回川口市農業委員会会議を招集する。

川口市農業委員会
会長 松澤正久

記

| | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 第2号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 第3号議案 | 令和4年度県農地利用の最適化施策に関する意見について |
| 第4号議案 | 令和4年度農林関係税制改正に関する要望について |
| 第5号議案 | 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について |

2 出席農業委員

| | | | |
|-----------|--------------|----------|----------|
| 会長 松澤 正久 | 会長職務代理者 山岡 孝 | 1番 中田 晋一 | 2番 山崎 豊 |
| 3番 茅野 和廣 | 4番 伊藤 勝博 | 8番 加藤 吉江 | 9番 小櫃 敏文 |
| 10番 中山 正二 | | | |

3 出席委員の調整

新型コロナウイルス感染症拡大のリスク軽減を図るため、議長は、出席委員の調整を行い、5番 中村 浩幸委員、6番 高山 豊江委員、7番 早船 輝明委員を自宅待機とした。

4 出席推進委員

細田 敏雄 船津 新一

5 出席職員

| | | |
|-----------|-------------|------------|
| 事務局長 渡辺 裕 | 事務局次長 吉田 浩司 | 農地係長 嶋田 健一 |
| 書記 西村 裕介 | | |

6 開会

午前10時00分、松澤会長は議長席に着席し、委員の過半数の出席により会議が適法に成立した旨を告げ、開会を宣言した。

7 議事録署名委員

議長は、議事録署名委員を慣例により議長から指名してよいか諮ったところ全員異議なく、会長職務代理者 山岡 孝委員、8番 加藤 吉江委員を指名した。

8 農地法第4・5条届出総括表及び報告事項の内容について

(1) 議長は、届出総括表及び報告事項の内容について事務局に説明を求めた。

- (2) 事務局は、届出に係る専決処理事項について届出書及び添付書類を審査し、すべての要件が満たされており、適法であったので専決した旨を説明し、報告事項1から報告事項5について「資料1」により逐次説明し、全員これを了承した。

9 議案の上程

(1) 申請の総括

- 1) 事務局は、申請総括表についてその内容と上程理由を説明した。

事務局 「第2号議案、農地法第5条申請について、地元農業委員から、現地調査の際、申請地の前面道路は生活道路であるほか、神根小学校の通学路になっており、安全確保のために、市に対して事業者が行う手続きの有無について、確認すべきとのご意見を受け、代理人を介し申請者に確認を求めましたところ、農地法所管事項ではありませんが、道路管理者に申請すべき手続きがあることが確認されました。

本件につきましては、果たすべき義務の履行が確認でき、地元農業委員から、議案提出のご理解が得られました段階で、改めてご審議をお願いすることとなります。」

(2) 第1号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

- 1) 議長は、第1号議案を上程し、事務局に説明を求めた。
2) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「本件は西新宿の男性からの申請で、転用目的は貸駐車場でございます。

申請地は、新宿駅西口から西へ300mほどの所に位置した1筆、87㎡でございます。

借受予定人は、平成30年に設立した法人で、関東を中心に造園業を営んでおります。

このたび、敷地内に従業員用の駐車スペースがなく、従業員は新宿駅周辺のコインパーキングを利用していることから、従業員の利便性を考え、事務所周辺で駐車場用地を探していたところ、事務所に隣接する土地の所有者から了承が得られたため、今回申請に至ったものでございます。

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明申し上げます。

まず、農地の区分につきましては、申請地からおおよそ300m以内に新宿駅があるため、第3種農地であると判断しております。

第3種農地は原則許可の区分となるため、問題ないものと考えます。

次に、資力及び信用についてですが、貸駐車場の整備に係る費用は全額自己資金で賄う計画であり、また、過去に違反転用等を行ったことはなく、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者がいる場合、その者の同意を得なければ許可しないことになっていますが、農地基本台帳等を確認しても賃借人等はいませんので該当しないと考えます。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、現在、従業員用の駐車場がないことから、許可後は速やかに転用が行われると考えられます。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったこと又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、市の開発審査課との事前調整におきましても、農地転用にあたり支障なしとの回答があったことから、該当しないと考えます。

申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、一体として利用する土地はないため、該当しません。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、駐車する車両台数から判断すると問題なく、面積は適正であるため該当しないと考えます。

申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は貸駐車場が目的であり、該当しないと考えます。

農地の転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しな

いこととなっていますが、隣地との境界には既存の擁壁と土留めを残し、三段ブロックを設置することで、周辺に影響ないよう施工することから、該当しないと考えます。

申請に係る農地の転用により、地域の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合は、許可しないこととなっていますが、本件により支障が生ずる計画はないため、該当しないと考えます。

以上の調査結果から農地法第4条第6項各号及び農地法施行規則第47条各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えますので、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。」

3) 議長は地区担当委員に意見を求めた。

4) 地区担当委員は、次のように述べた。

「ただいまの案件であります。事務局から説明があったとおりでございますので、よろしくご審議の程お願いします。」

5) 議長は第1号議案について諮ったところ、全員異議なく許可相当と決定した。

(3) 第3号議案 令和4年度県農地利用の最適化施策に関する意見について

1) 議長は、第3号議案を上程し、事務局に説明を求めた。

2) 事務局は、意見の内容を次のように説明した。

「前回の会議において、昨年度の意見書を提示させていただき、ご意見をお願いしましたところ、委員お二人からご意見をいただきました。

本議案は、いただきましたご意見を、昨年度の意見書に反映させたものでございます。

昨年度の意見書は、既にお目通しのことと存じますので、主な修正点についてご説明いたします。

まず、「1 農地の有効活用の推進のための支援」でございます。

圃場整備費の助成あるいは費用貸付に関する支援とのご意見がございましたので、最初の項目の中で整理させていただきました。

また、農地の等価交換の活用とのご意見をいただきましたので、2番目の項目に反映させております。

3番目、4番目の項目は、昨年同様となっております。

次に、「2 担い手の育成・確保、新規参入などの支援及び経営改善支援」でございますが、ご意見がございませんでしたので、昨年から特に修正はございません。

「3 その他農業振興のための支援」でございます。

3項目目までは、大きな修正はございません。

農業全体のイメージを一新させるような食育を絡めた支援とのご意見をいただきましたので、補足のヒアリングから、将来の職業として農業を選択してもらう目的と伺いましたので、新たに4項目目を追加させていただきました。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。」

3) 議長は第3号議案について諮ったところ、全員異議なく、この内容で回答することに決定した。

(4) 第4号議案 令和4年度農林関係税制改正に関する要望について

1) 議長は、第4号議案を上程し、事務局に説明を求めた。

2) 事務局は、意見の内容を次のように説明した。

「前回の会議において、昨年度の要望を提示させていただき、ご意見をお願いしましたところ、委員お二人からご意見をいただきました。

本議案は、いただきましたご意見を、昨年度の要望に反映させたものでございます。

第3号議案と同じく、主な修正点についてご説明いたします。

まず、「1 相続税納税猶予制度の適用要件の緩和及び新制度の創設」でございます。

1から3項目目まで、修正はございません。

宅地・雑種地における緑化部分の準農地認定及びその減税とのご意見がございましたので、新たに4項目目を設けております。

「2 都市農業振興に向けた税制上の特例措置の創設等」につきましては、ご意見がございませんでしたので、昨年と同様となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。」

3) 議長は第4号議案について諮ったところ、全員異議なく、この内容で回答することに決定した。

(5) 第5号議案 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

1) 議長は、第5号議案を上程し、事務局に説明を求めた。

2) 事務局は、意見等の内容を次のように説明した。

「前回の会議において、現行の指針を提示させていただき、見直しに向けてのご意見をお願いしましたところ、ご意見はございませんでした。

このことから、本文等は基本的に修正を行いませんが、現状と乖離の大きい目標値の修正等を行う必要がございますことから、本議案のご審議をお願いするものでございます。

「第1 基本的な考え方」につきましては、内容の修正はございません。

「第2 目標と推進方法」の「1 遊休農地の発生防止・解消について」は、ページ中ほどにございますとおり、目標値に向けて順調に推移しておりますので、目標値の見直しは行いません。

次に、「2 担い手への農地利用の集積・集約化について」でございますが、指針見直し時の目標値、62.97 haに対し、実績値は、41.21 ha、令和2年度の実績値は、34.97 haと、さらに減少しております。

原因について調べましたところ、本市域では人・農地プランが策定されておらず、担い手への農地集積の加速化が期待できない現状に加えて、集積面積として計上できる認定農業者所有農地が、認定農業者数減少に伴い、計上できなくなったことが影響しております。

この状況を踏まえまして、当初の目標値を維持するか、目標値を変更するかを検討することとなりましたが、埼玉県農業会議から、目標値が現状と著しく乖離しているのであれば目標値修正を選択可能との助言をいただいたこともあり、目標値の修正を提案させていただくものでございます。

修正後の目標値といたしましては、実績値が指針策定時を大きく下回っておりますので、指針の対象期間終了までに、指針策定時の実績値まで戻すことを目標とさせていただきます。

次に、「3 新規参入の促進について」でございます。

目標値、年間一経営体の確保に対して、令和元年度に利用権を設定して、令和2年度に就農開始した1経営体、令和2年度に利用権を設定して、現在整地中の1経営体の実績でございますので、かなり優秀な実績を上げております。

目標値は、引き続き1経営体としますが、「(2) 新規参入の促進に向けた推進方法」といたしまして、既に休止となっております川口農業塾開催事業に関する項目を削除し、令和3年度から新規参入者への登録農地のあっせんを可能とする改定を行った川口市農地情報登録制度の活用を追加するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。」

3) 議長は第5号議案について諮ったところ、全員異議なく、この内容で策定することに決定した。

10 連絡事項

- ・最近の農業委員会を巡る情勢（北足立農業委員会連絡協議会通常総会配布資料）について
- ・令和3年度農業のあらましについて

1 1 閉会

午前10時45分、議長は上程した議案がすべて終了した旨を告げ、第12回川口市農業委員会会議を閉じた。

前記のとおり相違のないことを証するため署名押印する。

令和3年5月26日

議 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩